

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第6号

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第13号）  
の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「当該年度の3月31日（その日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日。次項において同じ。）」を「前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月10日」に改め、同条第2項中「又は当該年度の3月31日のいずれか早い日」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。